

## 埼玉県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という）に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。以下「看護師等養成所」という。）の強化及び充実を図るため、当該養成所の設置者に対し、当該養成所の運営に要する経費の一部について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業及び看護師養成所3年課程導入促進事業（以下「事業」という。）とする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 社会福祉法人
- (3) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (4) 健康保険組合及びその連合会
- (5) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (6) 学校法人及び準学校法人
- (7) 医療法人
- (8) 一般社団法人及び一般財団法人
- (9) 公益社団法人及び公益財団法人
- (10) 独立行政法人

ただし、上記のうち(7)から(10)までについては、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、別表1の第2欄に掲げる経費とし、補助額は、次に掲げるところにより算出した額の範囲内において、知事が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生

じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助対象外等)

第4条 知事は、法人等が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、この要綱による補助金を交付しないことができる。

(1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反したとき。

(2) 財政状況が健全でないとき。

(3) 経理その他の事務処理が適正を欠いているとき。

(4) 訴訟その他の紛争により、法人等又は養成所等の適正な運営を期しがたいとき。

(5) 教育条件又は管理運営が適正を欠いたとき。

(6) その他知事が第1条の趣旨に照らして補助金を交付することが適当と認められないとき。

2 知事は、交付の決定があった後又は交付額の確定があった後において法人等が前項の各号の一のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(申請書の様式)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第1項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 看護師等養成所運営費補助金所要額

(2) 看護師等養成所運営費事業計画

(3) 歳入歳出予算

(添付書類の省略)

第7条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付の条件)

第8条 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)には、知事の承認を受けなければならない。

- 2 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 6 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 7 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 8 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- 9 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が法人の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 10 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 11 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- 12 この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- 13 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成 12 年厚生省労働省令第 6 号)の適用がある。

(交付決定通知書の様式)

第 9 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第 10 条 知事は、必要があると認める場合においては、予算額の範囲内において概算払することができる。

(実績報告書の様式)

第 11 条 規則第 13 条の様式は、様式第 4 号のとおりとし、その提出期限は、補助事業の完了(廃止)後 1 か月以内、又は 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第 12 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は様式第 5 号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする

(財産処分の制限)

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事の定める期間は、単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円)以上の機械及び器具については 10 年とする。

(暴力団排除措置)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成 23 年埼玉県条例第 39 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用する

などしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。
  - 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和52年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和53年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和56年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和57年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年度埼玉県看護師等養成所運営費補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

下記により、埼玉県看護師等養成所運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 看護師等養成所運営費補助金所要額調書
- 3 看護師等養成所運営事業計画書
- 4 令和 年度歳入歳出予算書
- 5 添付書類  
令和 年度の在学者名簿（4月15日現在）  
その他必要な書類



第 号  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け医第 号により交付決定があった  
令和 年度埼玉県看護師等養成所運営費補助金について、交付要綱に付  
された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付確定額又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額（要県補助金返還相当額）  
金 円
- 3 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

令和 年度埼玉県看護師等養成所運営費補助金交付決定通知書

医 第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県看護師等養成所運営費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条 件
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
  - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が法人の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (12) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (13) この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の適用がある。

様式第4号（第11条関係）

令和 年度埼玉県看護師等養成所運営費補助事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

事務所の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けた埼玉県  
看護師等養成所運営費補助金に係る事業実績について関係書類を添えて下  
記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 看護師等養成所運営費補助金所要額精算書
- 3 看護師等養成所運営事業実績報告書
- 4 当該事業に係る歳入歳出決算書抄本
- 5 添付書類

令和 年度の在学者名簿（4月15日現在）

その他必要な書類

様式第5号（第12条関係）

令和 年度埼玉県看護師等養成所運営費補助金交付額確定通知書

医 第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定した令和 年度  
埼玉県看護師等養成所運営費補助金について、交付額を金 円  
に確定したので通知します。